

当院における院内感染防止対策の取組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、感染防止対策を病院全体で取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生防止と発生時に速やかな対策を行います。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

1) 感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を実施。感染防止対策に関する事項を検討します。

2) 感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策を実施します

【主な活動内容】

- ・ 1週間に1回程度、定期的に院内巡視し、感染防止対策の実施状況の把握、指導
- ・ 院内の感染症発生・耐性菌の発生・抗菌薬の適正使用の監視、手指衛生実施状況の把握
- ・ 感染防止対策地域連携施設とのカンファレンス、訓練への参加

3. 院内感染対策のための職員研修に関する事項

職員の感染防止に対する意識・知識・技術向上を図るため全職員対象とした研修会を年2回以上行います

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届け出のほか、院内における耐性菌等に関する感染症情報レポートを作成し感染対策チームでの検討、現場へのフィードバックを行います

5. 院内感染発生時の対策に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ地域の他の協力医療機関や保健所と連携し対応します。

6. 新興感染症発生時の対策に関する事項

新興感染症発生時には、都道府県と協力して感染症患者を受け入れる体制を整えます（発熱外来に係る措置）

7. 患者等に対する当院における院内感染対策推進のための事項

院内感染防止対策推進のために「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、適時マニュアルを見直し改訂を行います。